

“フードバレーとちぎ” ロゴマークデザイン使用取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、“フードバレーとちぎ” ロゴマークデザイン（以下「デザイン」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 デザインは、別紙のものとする。

(使用承認等)

第3条 デザインを使用する場合は、あらかじめデザイン使用承認申請書（様式第1号）を栃木県産業労働観光部次長兼産業政策課長（以下「次長兼産業政策課長」という。）に提出し、承認を受けなければならない。なお、デザインを使用できる者は、フードバレーとちぎ推進協議会会員に限る。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 国及び地方公共団体が営利を目的とせずに使用する場合
- (2) 報道機関が、報道又は広報の目的で使用する場合
- (3) その他次長兼産業政策課長が特に必要と認めた場合

2 次長兼産業政策課長は、前項の申請書を受理した場合は当該申請に係るデザイン使用の承認の可否について審査し、その結果を遅滞なく申請者に通知するものとする。

なお、次のいずれかに該当する場合は、デザイン使用の趣旨に反するものとして承認しないものとする。

- (1) 特定の政治、思想及び宗教活動に使用されるおそれのある場合
- (2) 特定の個人又は団体の売名に使用されるおそれのある場合
- (3) 不当な利益をあげるために使用されるおそれのある場合
- (4) “フードバレーとちぎ” のイメージや品格をおとしめるおそれのある場合
- (5) 適正な使用方法に従って使用しないおそれのある場合
- (6) 法令や公序良俗に反するおそれのある場合
- (7) その他承認することが不相当と次長兼産業政策課長が認めた場合

3 前項の通知は、様式第2号又は様式第3号の例によるものとし、必要に応じ所要の補正を加えるものとする。ただし、これにより難しい場合は、この限りでない。

(デザインの使用料)

第4条 デザインの使用料は、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第5条 デザインを使用する場合は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 定められた色、形式などを正しく使用すること。ただし、次長兼産業政策課長が認めたときは、この限りではない。
- (2) 承認された用途にのみ使用し、次長兼産業政策課長が指示する使用条件に従うこと。

(見本品等の提出)

第6条 デザインを使用する者は、見本品等を速やかに次長兼産業政策課長に提出しなければならない。ただし、提出困難なものについては、その写真の提出をもって代えることができる。

なお、写真は、見本品の全体が写されているもの及びデザインの使用状況がわかるものの2種類を提出するものとする。

(承認内容の変更)

第7条 デザインの使用承認を受けた者が、デザイン使用承認通知書の承認内容について変更しようとするときは、あらかじめデザイン使用承認内容変更申請書（様式第4号）を次長兼産業政策課長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の承認をする場合は、第3条第3項の規定を準用する。

(承認の取り消し)

第8条 次長兼産業政策課長は、デザインの使用がこの要領及び承認内容に違反していると認められる場合は、当該使用承認を取り消すことができる。

2 前項の使用承認の取消しは、デザイン使用承認（承認内容変更）取消通知書（様式第5号）により通知するものとする。

3 前2項の規定により承認を取り消された者は、承認取消しのあつた日以降、当該承認に係るデザインの使用をしてはならない。

4 前3項の規定に基づき、デザインの使用を取り消された者に生じる経費（改修費用、成果品の作製費用等）は、当該使用を取り消された者が負担するものとする。

(使用期間)

第9条 デザインの使用期間は、デザイン使用承認（承認内容変更）通知書記載の承認期間とする。

(補則)

第10条 この要領に定めるもののほか、デザインの使用に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成25年5月7日から施行する。

この要領は、令和3(2021)年7月6日から施行する。